

公 告

総務事務に係る業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務の名称

総務事務に係る業務委託

(2) 業務内容

「総務事務に係る業務委託」プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

- ① 職員給与支給業務
- ② 諸手当認定業務
- ③ 会計年度任用職員等の報酬等支払業務
- ④ 職員の福利厚生業務
- ⑤ 旅費支給業務
- ⑥ 共同事務費支払業務
- ⑦ 文書管理業務
- ⑧ マイナンバー関係業務
- ⑨ 物品の集中調達業務
- ⑩ 用品等集中管理事業特別会計関係業務
- ⑪ 競争入札参加資格審査業務
- ⑫ 物品関係台帳業務

(3) 委託期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 履行場所

福井県会計局会計課

福井市大手3丁目第17番1号 福井県庁6階

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

(1) 応募にあたっては、次の要件をすべて満たしていること。

ア 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

ウ 県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- オ 福井県のすべての県税に滞納がない者であること。
- カ 福井県内に本店、支店または営業所等の事業所を有している者であること。
- キ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。
- （ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- （イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- （ウ）役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- （エ）役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- （オ）役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 説明資料等の交付

実施要領および各種様式等関係資料の交付については、次のとおりとする。

（1） 交付期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月2日（水）までの県の休日を除く毎日午前10時から午後5時までとする。

（2） 交付場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第一グループ

TEL 0776-20-0737

FAX 0776-20-0740

なお、福井県会計局会計課ホームページからもダウンロードすることができる。

4 説明会の開催

（1） 説明会日時

令和7年7月4日（金）午後2時00分から 3時00分（終了見込）

（2） 場 所

福井県庁101会議室

福井市大手3丁目17番1号

（3） その他

説明会に参加を希望する者は、実施要領の「説明会参加申込書(様式1)」を郵送、FAXまたは電子メールにて、令和7年7月2日（水）までに次の宛先に送付すること。

福井県会計局会計課総務第一グループあて

FAX 0776-20-0740

電子メールアドレス kaikeika@pref.fukui.lg.jp

5 企画提案書の提出手続

- (1) 提出書類および提出部数
実施要領に定めるところによる。
- (2) 提出期限
 - ア 参加表明書および法人概要書等
令和7年7月9日（水）午後5時
 - イ 企画提案書
令和7年7月22日（火）午後5時
- (2) 提出先
説明資料等の交付場所と同じとする。

6 企画提案の審査

- (1) 提出された企画提案は、「総務事務に係る業務委託」に係る企画審査委員会において審査する。
- (2) プレゼンテーションの実施
 - 6 (1) の審査に当たり、企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。
 - ア 日 時 令和7年7月29日（火）（予定）
※開始時刻、場所については、企画提案書の提出者に対し別途通知する。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、全ての参加者へ文書で通知する。

7 契約予定者の決定方法

企画審査委員会の審査による最優秀提案者と協議を行い、契約予定者を決定する。

8 その他

- (1) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案書等の書類は一切返却しない。
- (3) 提案書等について県民等から公開請求があった場合は、福井県情報公開条例に基づき、非公開情報を除き公開する。
- (4) プロポーザルにおいて使用する言語および通貨は、商標および固有名称を除き日本語および日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。
- (5) この公告に掲げるもののほか、プロポーザルに関し必要な事項は実施要領による。